



記者発表資料

事業認定申請に向けた説明会の開催について

霞ヶ浦導水事業については、これまで多くの地権者の方にご協力いただき、現在、事業の進捗を図っているところです。

このうち、石岡トンネル区間においては、必要な用地の約98%の区分地上権を設定しているところですが、一部の土地において、現時点では任意による解決が困難な状況となっています。このため、任意交渉だけではなく、土地収用法に基づく権利取得も視野に入れた手続きを進めるにあたり、土地収用法第15条の14に基づき、事業認定申請に向けた説明会を下記のとおり開催することとしましたのでお知らせします。

◇起業者の名称及び住所

国土交通大臣（東京都千代田区霞が関二丁目1番3号）

◇事業の種類

霞ヶ浦導水事業（第1導水路（水戸トンネル・石岡トンネル）及び第2導水路）

◇開催日時：7月7日（水）18時30分～20時（受付開始：18時）

◇開催場所：次の二会場にて同時開催

1. クラフトシビックホール土浦（小ホール）
2. 小美玉市小川文化センター アピオス（小ホール）

（注）小美玉市の会場は利用に制限があります。詳しくは、その他の事項に記載するホームページで、ご確認ください。

◇その他の事項

新型コロナウイルス感染症対策については、国土交通省関東地方整備局霞ヶ浦導水工事事務所ホームページ（<https://www.ktr.mlit.go.jp/dousui/>）に掲載しております。また、感染症拡大の状況により、開催日時等が変更となる場合の情報や、会場の来場者に関する利用制限等についても、同ホームページに掲載いたします。

※取材を希望される報道機関の方におかれましては、別紙様式にて事前登録をお願いします。

発表記者クラブ

茨城県政記者クラブ 竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会

問い合わせ先

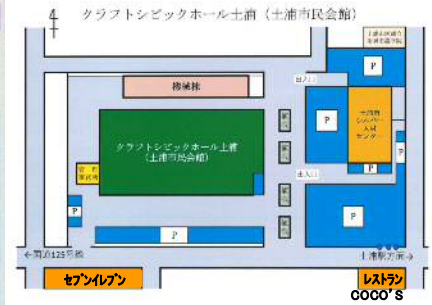
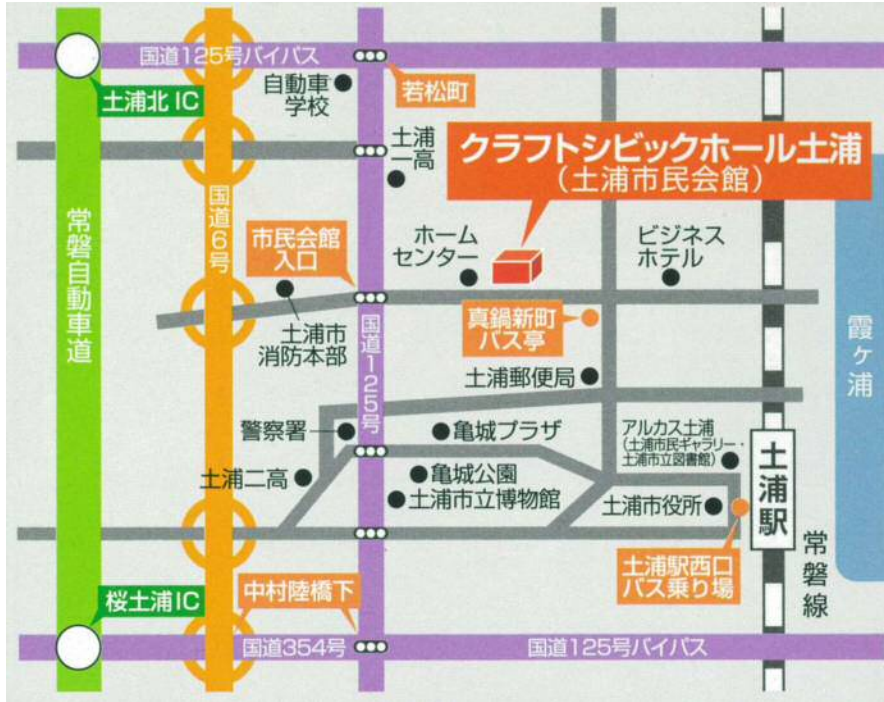
国土交通省 関東地方整備局 霞ヶ浦導水工事事務所 TEL：029-822-3007（代表）

副所長（技術）	ふじわら 藤原	やすひろ 康宏
用地課長	いいむら 飯村	かつのり 勝紀

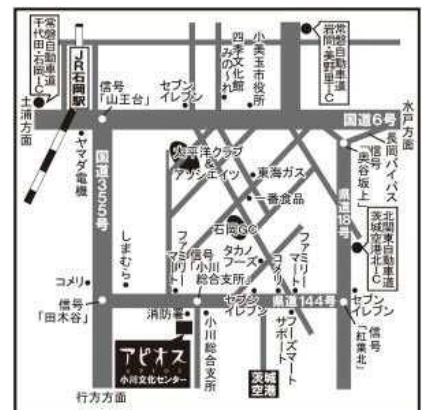
会場案内図

日時：令和3年7月7日(水) 18時30分～20時
(受付開始18時)

場所：【土浦会場】クラフトシビックホール土浦（小ホール）
土浦市東真鍋町2番6号 TEL 029-822-8891
○ JR常磐線 土浦駅から車で 約7分
○ 常磐自動車道 桜土浦ICから車で 約15分



場所：【小美玉会場】小美玉市小川文化センターアピオス（小ホール）
小美玉市小川225番地 TEL 0299-58-0921
○ JR常磐線 石岡駅から車で 約20分
○ 常磐自動車道 千代田・石岡ICから車で 約25分



「事業認定申請に向けた説明会」とは

土地収用法は、憲法第29条第3項の「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる」との規定に基づき、「公共の利益となる事業に必要な土地等の収用又は使用に関し(中略)、公共の利益の増進と私有財産との調整を図り、もつて国土の適正且つ合理的な利用に寄与すること」を目的として定められたものです。

事業認定手続きは、この土地収用法の手続の一つであり、国土交通大臣または都道府県知事(事業認定庁)が、申請に係る事業が『高い公共性を有し、かつ土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであること』を審査し、当該事業のために土地等を収用又は使用する必要があること』について認定する手続きです。

事業認定申請に向けた説明会は、土地収用法第十五条の十四に基づき、『事業の認定を受けようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定める説明会の開催その他の措置を講じて、事業の目的及び内容について、当該事業の認定について利害関係を有する者に説明』するものです。

土地収用法(昭和二十六年六月九日法律第二百十九号)

(事業の説明)

第十五条の十四 起業者は、次条の規定による事業の認定を受けようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定める説明会の開催その他の措置を講じて、事業の目的及び内容について、当該事業の認定について利害関係を有する者に説明しなければならない。

(事業の認定)

第十六条 起業者は、当該事業又は当該事業の施行により必要を生じた第三条各号の一に該当するものに関する事業(以下「関連事業」という。)のために土地を収用し、又は使用しようとするときは、この節の定めるところに従い、事業の認定を受けなければならない。

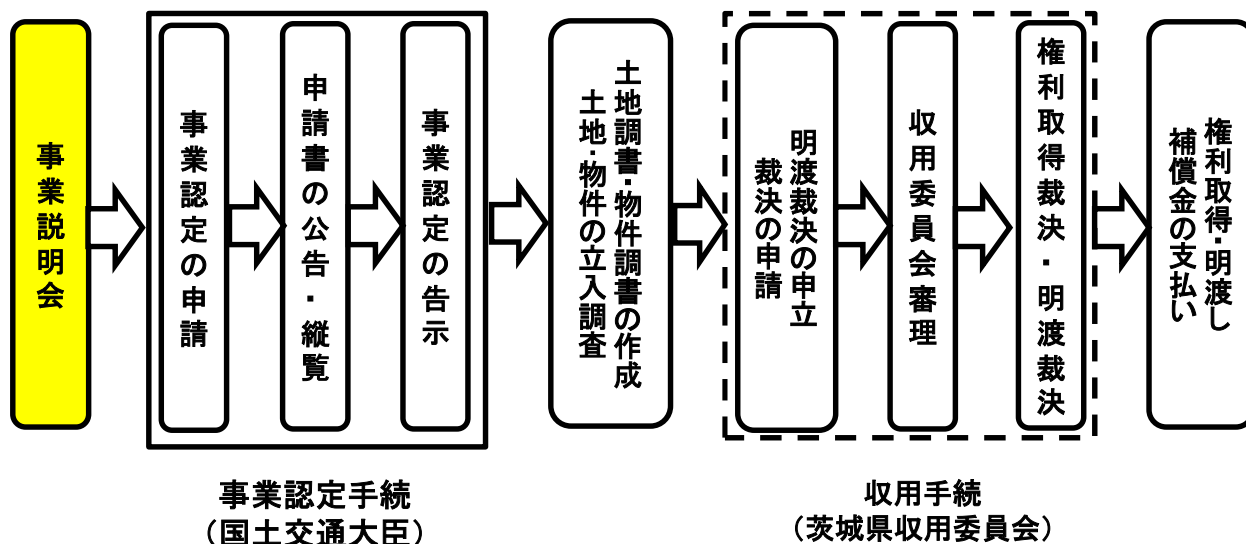
土地収用施行規則(昭和二十六年建設省令第三十三号)

(事業の説明)

第一条の二 土地収用法第十五条の十四の国土交通省令で定める措置は、次に定めるところにより、説明のための会合を開催することとする。

- 一 会合を開催する場所は、できる限り、事業の認定について利害関係を有する者の参集の便利を考慮して定めること。
- 二 次に掲げる事項を、遅くとも、会合を開催する日の前日から起算して前八日に当たる日が終わるまでに、事業の施行を予定する土地(河川の敷地、海底又は流水、海水その他の水において事業の施行を予定している場合にあつては、事業の施行を予定する区域。ハにおいて同じ。)の存する地方の新聞紙に公告すること。
 - イ 起業者の名称及び住所
 - ロ 事業の種類
 - ハ 事業の施行を予定する土地の所在
 - ニ 会合の場所及び日時
- 三 前号イからニまでに掲げる事項を、事業の施行を予定する土地、河川の敷地、海底、水若しくは立木、建物その他土地に定着する物件又はこれらにある物件に関して権利を有する者(起業者がその氏名及び住所を知っているものに限る。)でこれらの権利を提供することについての同意をしていないものに対し、文書をもつて通知すること。

土地収用法の手続の主な流れ



事前登録書

令和3年7月7日(水)の「事業認定申請に向けた説明会」につきまして、取材を希望される報道機関におかれましては、事前に登録をお願い致します。

事前登録受付: 令和3年7月5日(月) 17:00まで

1. 報道機関名

2. 来場される会場 ※丸で囲んでください

- ① クラフトシビックセンター土浦
- ② 小美玉市小川文化センター アピオス

3. 登録者情報

氏名	連絡先

4. 車の台数 _____ 台

【提出先】

国土交通省関東地方整備局
霞ヶ浦導水事業工事事務所
総務課 横山、藤岡
TEL: 029-822-3007
FAX: 029-826-6099